

瀋陽日本人補習学校

入退学、休学手続き規定

1. 入学手続き

本校に子女を入学させよう并希望する保護者は校長と運営委員会委員長による面談後、入学届けに必要事項を記入の上「授業料等の徴収規定」に定める入学金、授業料及び、パスポートの写し、生徒及び保護者の住所証明を添えて学校長に提出する。

住所証明は明らかに保護者との同居が確認できればこの限りでない。

保護者の日本語力に応じ、面談時に入学の可否を決定する。

学校長は学校規則他の必要書類を手渡し、本校の主旨の理解を得た上で入学申込を受理する。入学後に保護者との同居の事実が無くなった場合は退学とする。

(2011年7月2日改定)

児童・生徒の入学年は原則的に保護者の希望により決定されるが、児童・生の学力に応じ後日教師及び学校長の協議により変更されることがある。

本校に短期入学を希望する場合は、原則3ヶ月単位とし、学校長が入学可否の決定をする。

その場合、保護者は授業料に加え、入学金に相当するものとして月額1000円を納入する。

2. 退学手続き

本校から子女を退学させようとする保護者は退学届けに必要事項を記入の上、退学予定日の2週間前までに学校長に通知するものとする。
卒業の場合はこの限りではない。

3. 休学手続き

子女を休学(長期欠席)させようとする保護者は休学届けに必要事項を記入の上、休学予定開始日の2週間前までに学校長に通知するものとする。
上記の長期欠席者とは「**連続して授業日12日間以上欠席**」するもので、
原則として最長6ヶ月までとし、それ以上を越える場合は退学とする。

(2008年3月8日改定)

4. 復学手続き

学届けを提出した保護者が子女を復学させようとする場合は復学届けに必要事項を記入の上、学校長に通知するものとする。

5. 変更手続き

保護者は入学および復学手続きで届出た書類の内容に変更が生じた場合は変更届に必要事項を記入の上、学校長に通知するものとする。

6. 本規定の改定

本規定の改定は運営委員会の承認を必要とする。

本規定は2005年4月2日より運用する。

2007年5月12日改定

2008年3月8日改定

2011年7月2日改定

以上